

## 1 制度の概要

青梅市（以下「市」という。）では、高等学校、大学、または外国への留学などの修学奨励のため、経済的理由により修学が困難なお子様の親権者、後見人等でその世帯の代表者（世帯主）（以下「保護者」という。）を対象に、入学一時金および奨学金の融資を行っています。

※ この制度は「融資のあっせん」であり、契約の当事者は、「保護者」と（市と契約を締結した）「市内特定金融機関」になります。市は、融資の決定までを行い、融資期間内の利子を負担します。

## 2 融資の内容

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学等含む）、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程・専門課程）および留学する外国の学校に要する資金が対象となります。

※各種学校、受験等のための予備校に要する資金は融資の対象となりません。

### ● 融資の種類

- ① 奨学金…授業料等修学に必要な資金および外国の学校への留学に要する資金の融資
- ② 入学一時金…入学時に必要な資金の融資（外国の学校は除く）

### ● 融資の種類別の限度額、償還期間等は下表のとおり

| 融資種類  | ① 奨学金※ <sup>1</sup>   |                                     |                           | ② 入学一時金※ <sup>2</sup>                     |                          |
|-------|---|-------------------------------------|---------------------------|---|--------------------------|
|       | 高等学校<br>高等専門学校<br>特別支援学校の高等部<br>専修学校の高等課程                         | 大学（短期大学等含む）<br>専修学校の専門課程            | 外国の学校への留学                 | 高等学校<br>高等専門学校<br>特別支援学校の高等部<br>専修学校の高等課程 | 大学（短期大学等含む）<br>専修学校の専門課程 |
| 融資限度額 | 【国公立】<br>月額2万円以内<br>【私立】<br>月額3万円以内                               | 【国公立】<br>月額4万円以内<br>【私立】<br>月額5万円以内 | 【一時金】<br>100万円以内<br>※1回限り | 20万円以上<br>60万円以内                          | 20万円以上<br>80万円以内         |
| 償還期間  | 融資対象となった学校を卒業後10年以内   |                                     |                           | 3年以内（融資を受けた月の翌月から起算）                      |                          |
| 償還方法  | 卒業後12か月据置き元本均等108か月以内の償還  |                                     |                           | 3か月据置き元本均等33か月以内の償還                       |                          |
| 貸付利率  | 無利子（融資期間中の利子は市が負担）<br>※月々の定められた償還期限までに返済されない場合の延滞利子（年利14%程度）は自己負担 |                                     |                           |   |                          |
| 返済額   | 1回の返済額は原則一万元以上千円単位  |                                     |                           |   |                          |

※<sup>1</sup> 融資する回数は、1年分をまとめて1回で融資します。

※<sup>1</sup> 奨学金の融資の期間は、それぞれ入学または在学する学校の正規の修学年限とします。ただし、融資の申込みは毎年行い、審査の上、融資を決定します。また、金融機関での融資契約手続きも毎年必要となります。

※<sup>1</sup> 原則として、初めに融資を受けた学校の卒業の1年後から償還が開始されます。ただし、高校等で融資を受けていたお子様がその学校を卒業した年の翌年の4月までに引き続き融資対象となる上級学校（大学等）に進学した場合、希望により正規の修学年限を限度として、当該上級学校を卒業後に償還開始するよう償還計画を変更することができます。

※<sup>1</sup> 留学生とは、日本から外国の高校、大学に留学している者をいい、次のような場合は対象となりません。

- ・官公庁、会社等から留学を命ぜられて留学している場合
- ・高校、大学以外の学校、施設に留学の場合（例えば音楽、美術等を特定の人について勉強しているような場合）

※<sup>1</sup> 留学生に対する融資は、留学期間が1年以上の場合のみ対象となり、留学期間に関係なく、一時金として1回限りです。

※<sup>2</sup> すでに入学金納入金を支払い済みの場合でも融資の対象となります。なお、学校への納入額が減額になっても差し支えありませんが、変更後の内容で融資を決定します（融資申込後の増額変更はできません）。

※<sup>2</sup> 入学一時金とは、学校に直接納付するもので、次のようなものは含みません。

- ・教科書代等で本屋、生協等に支払うもの
- ・実習用白衣、任意の保険料等、業者に直接支払うもの

### 3 融資を受ける方の資格・要件等

- 融資を申し込める人（以下「申込者」という。）の要件

高校、大学等に在学中、または進学予定および留学しようとする**お子様の保護者**が融資の申込者（金融機関と契約する人）となります。

|                |   |
|----------------|---|
| 申込者の要件         | ア 市内に引き続き1年以上住所を有していること（※）  |
|                | イ 学業成績が優秀な在学学生または留学生の保護者であること   |
|                | ウ 令和5年中の総所得金額（給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額）が750万円以下であること<br>ただし、すでに融資を受けている方が、お子様の学年進行に伴い再び融資を受ける場合、この要件は除く |
|                | エ 連帯保証人がいること（連帯保証人の要件は下記のとおり）   |
| オ 市税を滞納していないこと |   |
| 連帯保証人の要件       | ア 一定の職業を有し、市内または市長が契約を締結した特定金融機関が認めた市区町村内に引き続き1年以上住所を有していること  |
|                | イ 市区町村税の納税義務者で、滞納していないこと  |
|                | ウ この資金の融資を受けていない、またはこの融資にかかる保証をしていないこと  |

※ 住居要件は申込者に限るもので、在学しているお子様が市外にお住まいでも申込可能です。

### 4 申込方法等

- 申込受付期間 令和6年1月4日（木）から令和6年1月31日（水）まで
- 必要書類 ※3ページ「5 注意事項 必要書類について（補足）」も必ずお読みください。

**書類が整わない場合は、受付できませんので、よく確認してから必ず期間内に申し込んでください。**

| 書 類 |  |
|-----|--|
| 1   | 青梅市育英資金融資申込書（以下「申込書」という。）…1部   |
| 2   | 申込者の世帯全員分の住民票の写し（ <b>原本</b> ）…1部<br>※続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要  |
| 3   | 申込者および連帯保証人の令和5年中の総所得金額を証明する書類（源泉徴収票・確定申告）の写し…各1部  |
| 4   | 申込者および連帯保証人の令和5年度市区町村税納税証明書（ <b>原本</b> ）…各1部<br>（※納税証明は市（区・町・村）都民税、固定資産税・都市計画税および軽自動車税のうち課税されている税目の証明を御提出ください。）              |
| 5   | 学校に関する書類<br>(1) 奨学金融資申込の場合<br>在学証明書および前学年の成績証明書…各1部<br>(2) 入学一時金融資申込の場合<br>入学予定校の入学時納入金の確認ができる書類（写し）<br>(3) 入学後<br>合格通知書（写し） |

※ 申込に際して提出された書類一式は返却いたしませんので予め御了承ください（申込後に辞退される場合も同様）。

※ 融資を受ける金融機関によっては、上記以外の書類の追加提出を求められることもあります。

※ 申込にあたり、融資の対象となる**お子様が2人以上いる場合は**、お子様ごとに申込書、在学証明書および成績証明書を御提出してください。ただし、住民票などの必要書類は1部で構いません。

※ 在学しているお子様と申込者が同居していない場合、申込者とお子様との続柄がわかるもの（そのお子様の住民票の除票など）を添付してください。

## 5 注意事項

### ● 必要書類について（補足）

- ・成績証明書は、前の学年のものを添付してください。  
高校1年生の場合は、中学校のもの。短大、大学1年生の場合は、高校のものとなります。
- ・すでに融資を受けているお子様の場合、成績証明書の提出は省略できます。ただし、高校3年から大学1年に進学し継続して融資を申込み場合は、新規扱いとなるため成績証明書の提出は必要となります。
- ・これから留学しようとする場合は、留学しようとする学校が発行した入学することを証明する書類を添付してください。成績証明書は2ページ「4 申込方法等 5(1)」と同様です。
- ・すでに留学している場合は、留学している学校が発行する在学証明書および成績証明書を添付してください。
- ・所得を証明する書類は、令和5年分の源泉徴収票または確定申告書の写しを添付してください。確定申告書の写しが申込締切に間に合わない場合は、令和5年度（令和4年分）課税証明書（または非課税証明書）を添付し、確定申告完了後、すみやかに申告書の写しを提出してください。

### ● 融資決定の取消し等について

融資決定を受けた方、またはすでに融資を受けている方が次のいずれかに該当するときは、融資決定の取り消し、または融資金を一括返還していただきます。

- ・虚偽の申込みによって融資決定を受けたとき
- ・融資を受けた資金を目的以外に使用したとき
- ・該当するお子様が途中で退学したとき
- ・申込者が市外に転出したとき
- ・その他市長が必要と認めたとき

### ● 届出の義務について

融資期間中および償還期間中に次のような事情が生じた場合は、速やかに市および融資を受けた金融機関に届け出てください。

- ・該当するお子様が退学、休学、転学（転校）したとき
- ・申込者および連帯保証人について、住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき

## 参考 償還期間・償還金額の例

### ● 例1 【奨学金・新規】

令和6年3月（高校3年次）融資実行／令和6年4月入学（私立）大学1年次用  
貸付金額 600,000円（新規）  
卒業年 令和10年3月  
償還開始期日 令和11年4月  
償還完了期日 令和16年3月（60回払／5年）  
返済額 毎月10,000円

### ● 例2 【奨学金・2年目】

令和5年3月（高校3年次）融資実行／6.0万円／4月入学の私立大学1年次用  
令和6年3月（大学1年次）、翌年度（大学2年次）分追加融資実行  
貸付金額 1,200,000円（合計）  
卒業年 令和9年3月  
償還開始期日 令和10年4月  
償還完了期日 令和19年3月（108回払／9年）  
返済額 初回23,000円、2回目以降11,000円  
※ この場合、令和5年の6.0万円の契約書は書き換えられ、貸付金額120万円、償還完了期日令和19年3月として新たに1件の契約となる。したがって、前年度の契約は解約（返済）されたことになる。

### ● 例3 【入学一時金】

令和6年4月大学入学用／令和6年3月（高校3年次）融資実行  
貸付金額 540,000円  
償還開始期日 令和6年7月  
償還完了期日 令和9年3月（33回払／3年）  
返済額 初回28,000円、2回目以降16,000円

【注意】償還開始後の一括返済は可能（手数料等は申込者負担）ですが、一部の繰り上げ返済は受け付けておりません。

## 6 申込から融資実行までの流れ

- **申込み**..... 令和6年1月31日まで  
 申込書、必要書類を準備し、青梅市教育委員会学校教育部学務課学務係に提出してください。
- **審査（市・金融機関）** ..... 2月  
 提出された書類の内容について、市および申込書に記入された金融機関にて審査を行います。  
 金融機関では申込者および連帯保証人についての信用調査を行います。  
 なお、御提出いただいた住民票、所得証明、納税証明等の書類は審査のため、金融機関にも提供しますので予め御了承ください。  
 ※ 審査の過程で追加の書類提出や内容に関する聞き取りを依頼する場合があります。
- **融資の決定**..... 2月下旬～3月上旬頃  
 金融機関との協議を経て、融資の可否の結果について申込者へ通知します（決定の場合は融資決定通知書を交付）。  
 ※ 審査の結果、融資できない場合は、却下通知書と合わせて子弟を対象とした市費貸付のご案内を送付します。  
 ※ 入学予定の場合、合格通知書の提出をもって融資を決定いたします。
- **融資の実行**..... 3月下旬まで  
 融資の決定後、融資決定通知書をもって、金融機関と金銭消費貸借契約（印紙代等の諸経費は申込者負担）を結んでいただき、融資を受けてください。なお、金融機関との契約手続きでは、申込者および連帯保証人の印鑑証明などの追加書類の提出や申込者と連帯保証人が金融機関に直接出向いて頂く必要があります。融資手続き時の必要書類等の詳細については、事前に金融機関にお問合せください。

## 7 融資を取扱う市内特定金融機関一覧

以下の中から融資を希望する金融機関を選んで申込書に記入してください。なお、融資金の償還が完了するまで金融機関の変更はできません。

※ 現在、取引を行っている金融機関がない場合は、新たに口座開設のお手続きから必要となります。

| 金融機関名     | 支店名                                 |
|-----------|-------------------------------------|
| りそな銀行     | 東青梅支店・河辺支店                          |
| 青梅信用金庫    | 本店・中町支店・河辺支店・千ヶ瀬支店・青梅東支店            |
| 西武信用金庫    | 河辺支店・千ヶ瀬支店・三ツ原支店                    |
| 飯能信用金庫    | 青梅東支店                               |
| 東京厚生信用組合  | 青梅支店                                |
| 西東京農業協同組合 | 本店・東青梅支店・新町支店・調布支店・小曾木支店・吉野支店・二俣尾支店 |
| きらぼし銀行    | 青梅支店 ※入学一時金融融資のみ取扱い                 |

## 8 提出先・問合せ先

青梅市教育委員会学校教育部学務課学務係

電話番号 0428-22-1111（内線2363）

